

Title	ドイツ中世後期に関する歴史学と文書形式学
Sub Title	Geschichtswissenschaft und Diplomatik des Spätmittelalters in Deutschland
Author	Widder, Ellen(Iwanami, Atsuko) 岩波, 敦子
Publisher	三田史学会
Publication year	2010
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.79, No.1/2 (2010. 3) ,p.136- 155
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	講演録 ヨーロッパ中世史料学から見るドイツ歴史学：回顧と展望 研究会「中世古文書学（文書形式学）の現在： ドイツと日本」での報告 会期・会場: 2009年11月21日-22日, 慶應義塾大学日吉キャンパス
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20100300-0136">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20100300-0136</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## ドイツ中世後期に関する歴史学と文書形式学

エレン・ヴィダー

岩波敦子訳

尚書局とその歴史は、過去を探求する学問研究において長い間ある役割を演じてきました。その際この問題への接近はさまざまな側面からなされました。まずここでは中世研究の一分野である文書形式学、さらには人物誌 Prosopographie、そしてどちらかといえば初期近世に関しては行われた行政史あるいは官庁機構史

Behörden-geschichte 研究が挙げられるでしょう。尚書局の歴史に関してはとつくの昔にすべて言い尽くされているように思えます。そこで用いられている方法手段は大部分十九世紀に端を発しています。「それでは」何のためにもう一度中世後期の尚書局に取り組むのでしょうか。さまざまな理由がここで挙げられるでしょう。最も

重要なものの一つに、ちようど最近数十年間に中世後期に対する関心が高まってきたことがあります。これに関連して、この時代の制度的基盤に対し、包括的修正がなされてきました。

この変化した、あるいは変化しつつある見方に基づいて、行政の場としての「統治の中核」にもう一度取り組むことが肝要であるように思われます。しかしその際ま

ず必要なのはパラダイムの再検討と解明であり、そのなかで尚書局の研究もこれまで行われてきました。それによつてようやく、後期中世行政の中核の場へ新たなまな

ざしを向けるための道が開かれうるのです。

最近数十年に確認されるように、歴史学という専門分野の生成について関心が高まりつつあるにもかかわらず、これまでそれは中世の尚書局の研究史にはほとんどいっていいほど当てはまりませんでした。その現象の中世学における重要性を鑑みればこれは驚くべきことです。

初期そして盛期中世の証書批判と同様に、後期中世の国家理解にとつても、尚書局の知識は不可欠であると思われれます。近代の官僚制度と同じく近世文化の端緒はそこに存在しているのです。より厳密に見れば、中世の尚書局の問題に取り組む前に研究史のなかで位置づけの確認が不可欠であること、そして尚書局を扱うことが専門分野の多層的な発展にとつて、まさに一つの例を提示することが分かります。それなしには現象の的確な取り扱いとは不可能に思われますから、このような尚書局とその人員に対する見方の多面性がまず研究されるべきでしょう。

それゆえ私は、皆様方にまず、アーカイブ史と古文学の間に存在している中世の尚書局の歴史の学問的布置をより詳しく提示したいと存じます。ドイツに限らず、初期そして盛期中世に関して学問的関心を呼び起こしていたのは、とりわけ国王の尚書局の歴史でした。統治者

の行為の表明である証書の生成関係を研究するには、その生成の場に眼を向けることが必要です。証書の真正と非真正の説明には書記と尚書局組織の知識が中心的意味を持つていましたので、尚書局史はもともと文書形式学の補助手段として使用されてきました。一九三〇年代の終わりに始められたハンス・ヴァルター・クレイヴィッツと―それを引き継いだ―ヨーゼフ・フレッケンシュタインのドイツ国王の宮廷礼拝堂に関する研究以来、この分野における尚書局の研究は、歴史補助学という狭隘なフィールドを抜け出て、統治に影響を及ぼす諸集団の社会史へと発展しました。

このような発展の散発的な兆しにも関わらず、中世後期のドイツ王国は手付かずのままでした。もつとも、もし後期中世の君主証書の批判的エディションがまだそれほど進んでいないという実務的理由で満足するならば、平行して進められるべき尚書局研究が不可欠であることを明らかにするにはあまりにも手短かに説明しすぎるというものでしょう。説明が必要なのはここです。とりわけこれが尚書局の歴史の一構成要素だけを、すなわち文書形式学の補助手段という点だけを際立たせているのでなおさらそうなのです。

この領域にとどまるとするならば二つの障害にぶつかります。一つは研究史上の、すなわち一九七〇年代になってようやくドイツ中世後期に対する学問的関心が強まってきたという点です。かつて「強大だった」王国と帝国に対する「弱者」の裏切りと勝利の時代としての後期中世は、十九世紀そして二十世紀初頭の国民国家運動にとつて、決して有用で同一化できる対象を生み出しませんでした。時代の所与性から結果として生じるこの隔たりは、史料の問題に結びついています。それ以前の時代とは対照的に、ドイツ中世の最後の二百年間に文書とともに証書作成が、まさに急激に増加することがわかっています。その理由は多様であり、紙の登場から人口の大部分の読み書き能力の向上まで及びます。尚書局の歴史についていえば、後期中世に史料が証書という狭い領域をあとにし、「内部の」すなわち尚書局内での文書作成に関する証人の増加が確認されるのです。このことは、文書に依拠しながら統治がさらなる発展を始めたとき、決定的な変化がどのように生じたのかという逆推論をまったくもや可能にしてくれます。盛期中世とは対照的に明らかにがしろにされてきたドイツの〔中世後期の〕国王尚書局とは異なり、個々の領邦統治では尚書局が研究

の視野に入っていました。私たちが知っているあらゆる情報から判断すると、これはドイツにばかり実際の背景、あるいはもつといえれば前提があったものではありません。それらは十九世紀の発展と密接に関連しているのです。

一八一五年のウィーン会議による政治的新秩序の流れの中で、かつて独立的領土であった多くがプロイセン王国の手中に落ちました。それらのうちもっとも重要な領土は、世俗化された聖職者の司教座高参事会でした。それらとともに、重要で一部は非常に古いアーカイブが処分状態になりました。それらのその後の所在については二つのモデルが選択肢にありました。一つは、フランスの手に倣つて、首都で中央管理するという原則です。その手本にバイエルンやバーデン州、そしてヴェルテンベルク州も倣いました。それに対してそれぞれの地方で分散して保管するというモデルが対抗することになりました。

ベルリンでは当時の首相ハルデンベルクのもと、プロイセン州にそれぞれ国立古文書館を設立することで二番目の解決策を選びました。国立古文書館の設立とともに、遅くとも一八五二年以来その学究的調査が確固として目指されたために、絶えず存在していた行政上の目的と並

んで、歴史学にとって初めて広い基盤で任務を遂行する領域が開かれたのです。その際、文書形式学、古文書学の専門知識を持った専門家が不足していることが明らかになりました。遅くともビスマルク時代には、歴史学研究の背後に強い政治的関心が存在して、いました。「そして国家は、古文書館の中に真の権力手段、すなわち人間の思考や国内外の信念と見解に影響を及ぼす、極めて強い力を持った梃子を有しているということを想起しなければなりません。そしてまた国家は、歴史が極めて実用的な学問であること、物理学や化学が他の諸関係にとつて有用であるのと同様に、国家の利益にとり役にたつことを記憶にとどめなければならない」と一八七四年歴史学家グスタフ・ドロイゼンはプロイセンの国家元首への追悼論文集の中で書いています。

別の観点もあります。一八七〇／一八七一年の帝国成立以降の数十年においてとくに、「特定の領邦史の保護育成と、諸州の歴史委員会および協会と古文書管理の密接な結びつき」が「諸州への精神的接近」という目的に役立ったのです。別の言葉で言えば、古文書館は、十九世紀そして二十世紀初頭国家の側に立ち、歴史協会の設立により地方あるいは領邦固有の過去の同一化のモ

デルを求めた同時代の地域的潮流をプロイセン国家の中に組み入れ、それによって政府の管理下に置く手段として機能していたのです。古文書館の開設に伴う政治的動機に目を向けたあとで、同時代に平行して進められていた文書形式学の発展をもういちど指摘してみましょう。

一八六〇年代にテオドール・ジッケルは、その「文書形式学への諸論文」と「カロリング朝の国王、皇帝文書」によって証書学に革命を引き起こしました。彼の文書形式学の手法は、中世の証書の真正を決定する基準となる尚書局の特長を調査研究する道を開きました。この目的には、現存するオリジナルを使った筆跡比較とともに、筆記者が誰であるかを特定する研究がとくに役立ったのです。

これらが尚書局研究にとって何を意味したかはおのずから明らかでしょう。尚書局の組織と人員構成は、証書批判の基礎として突然認識関心の中心となったのです。その際、「筆跡比較の原則の適用可能性」は、教皇文書ばかりでなく、「古い時代のドイツ私文書」に及びました。文書形式学のこのような発展とともに、それらの方法論的な見せ掛けの厳格さに基づき、あたかも自然科学的な検証可能性が当然であるかのように思われたため、

文書形式学は政治的利用可能性と結びつき、伝統的な解  
釈学と並び歴史学の内部で認められた分野へと発展しま  
したが、「補助学問」という性格は相変わらず残ったま  
までした。ウィーンのアーストリア歴史研究所を手本と  
し、十九世紀末ドイツ帝国でも設立されたマールブルク  
とベルリンの古文書学学校での古文書館員教育で、証書  
学を伝えたことがどのような結果をもたらしたかを低く  
評価することはできないでしょう。「尚書局は古文書館  
にとって父であると同時に、母である」と、フランツ・  
フォン・ローアは、一八九〇年に出版され、長い間古文  
書館員教育の規範的著作であった彼の「古文書学」の中  
で言っています。領邦君主の尚書局研究は、その際二つ  
の極の間に存在する緊張の場で揺れ動いていました。一  
つは、その発展と組織が「皇帝の尚書局を手本にした領  
邦君主の宮廷における尚書局の諸関係」の結果として生  
じたものであり、「多かれ少なかれ皇帝の尚書局に密接  
に結びついていた」ということに反論の余地はないでし  
ょう。もう一つは、近代の発展した機関国家行政の中に、  
—それら行政アーカイブのために古文書館員教育が生ま  
れることになったのですが—、中世的諸関係が論理的に  
途切れなく持続していたことがあります。

テオドール・ジツケルの文書形式学の方法論的基礎付  
けにより、学問的な基礎を有する尚書局研究は、個々の  
証書研究の出発点へと導かれました。小ドイツ的解決の  
実行後もまだ帝国レベルに眼を向け、後期中世の時代を  
少なくとも視野におさめていたウィーンとは異なり、プ  
ロイセンでは他の分野に取り組んだのも確かに偶然では  
ありません。ここでは、国家の側から志向された検討、  
学問的推論そして個々の国立古文書館に収集されたアー  
カイブ資料の整備と関連して、たくさんの領邦行政史研  
究が行われることになりました。そして後期中世の領邦  
君主の尚書局はその関連で一緒に扱われたのです。その  
際プロイセンのアーカイブ行政によって築かれた基礎と、  
アーカイブ整理に関する行政的貫徹と均質化の要件が広  
く実りをもたらしました。その背後にある政治的意図は、  
プロイセンの極めて優れた古文書館員ハインリヒ・フォ  
ン・ジーベルの次のようなことばに示されています——  
「経験によりすでに、私たちにとって国家の賢明さと学  
問的文化の利害関係はまったく合致していることが明ら  
かとなっている。プロイセンの歴史に関する信頼すべき  
知識ほど、世界におけるプロイセンの威信のためによい  
プロパガンダはないのだ。」それは、特にホーエンツォ

レンの「官庁機構」と尚書局、そしてその中世の領土におけるそれらがプロイセン国家の原初形態と誤解され、研究対象として好まれることになったということからだけでも説明できるでしょう。これはバイエルンやヴェルテンベルク、バーデンあるいは北ドイツのヴェルフエン家の領土においても似たような傾向をもっていました。後者に関しては、固有の過去と統治者の一門についての問題に取り組むことが、これらは後期中世に際立った形で相互に結び付いていたのですが、一八七〇／七一年以降ドイツ帝国への編入により権力を喪失したという現実を克服するための、まさに一つの形でもあったのです。

古文書館員の側から言えば、概念的な観点での批判ばかりではなく、中世に眼を向けていた歴史文書形式学からはつきりとした解放傾向が認められるでしょう。一八九〇年バイエルンの古文書館員であるマックス・ヨーゼフ・ノイデッカーは、古文書学雑誌に発表した論文の中で、「文書形式学者である人間が最大限探してもいつも見つけられない」、政治史において鍵となる出来事に関する文書の発見という問題を、次のように指摘しています。すなわち「たいいていその人物は、古文書館員でも行政畑の人間でもなく、その要素が今日も千年前と変わ

ることのない国家実務も知らず、そして官庁や尚書局の組織、行政史に疎く、そればかりかその根源を究明することもしないからである」と。

とくにプロイセンの大学における研究では、同じ時期行政史が重要なテーマとなっていました。その主唱者としてここで名を挙げるとすれば、まずゲオルク・フォン・ペロウ、グスタフ・シユモラー、そしてその弟子のオットー・ヒンツェでしょう。狭義の意味でその学問研究が生まれた時期は、十九世紀の最後の二十年間と二十世紀の最初の二十年間にあります。その際重要なのは、それは決して偶然ではないのですが、「先進的工業国において官僚的傾向を持った組織が極めて多様な生活領域でますます強まりつつある」時代にちよūd重なる点です。国家を近代的に整備された「行政・官僚国家」と定義し、その研究対象の重点を初期近代におき、その発展の萌芽を中世に求め見出すという点において、当時どれも似ている研究がたくさん生まれました。オットー・ヒンツェにとつて、近代の（プロイセン的）官僚主義は、ゲルマン的家臣制にあり、後期中世に、一つは「騎士的なミニステリアーレンの従士関係」から、もう一つは「法曹家たちや「雇われドクターたち」の雇用契

約」から形作られたのです。このような新しい職業身分の成立の場は、一五世紀末期の諸侯の宮廷でした。執筆者「オットー・ヒンツェ」にとつてはまさに尚書局の中に「古い宮廷官僚制が国務省という現代においてなお」聳え立っていました。「尚書局は古い諸侯の宮廷において唯一強固な官庁的な組織だった。そこに宮廷の統治・行政業務が集中していた。」

概観された関連から分かるのは、古文書館員やその卵たちがしばしば執筆者として文責のサインをしていることです。その理由は、たくさんの調査研究が、アーカイブの蔵書数解明のための総合目録作成と、一―番目に―地方、領邦、あるいは王朝ごと整理された証書集、文書要覧あるいはその他の史料集「の出版」との関連で誕生したからです。これらはまた二十世紀前半以来花開いた地域史研究にとつて礎となりました。私たちの問題設定に重要なのは、これら行政史の個別研究が、今日においてもなお私たちの後期中世の領邦君主の尚書局に関する知識―あるいは観念といったほうがいかもしれない―せんが―に決定的であるという点です。

これとの関連で、プロイセン古文書館行政の長であったパウル・フリードリン・ケアは、一九二四年に行われ

た講演の中でその基本方針においてまさに理想的な形で、次のように言っています。「国家の中央古文書館は中央行政の似姿であり、中央官庁の総体を具現すべきです。それ自身が国家とその組織の歴史的投影でないとすれば、古文書館とはいったい何なのでしょうか。」ケアは、古文書館をその伝来とともに、国家とその組織とに同一視していたので、国家に対する同時代的見方も当然、過去へと転用可能、あるいは転用されなければなりません。

著名な中世史家、文書形式学者、最上級の古文書館長であり、同時に国家行政機関の高級官僚でもあったケアのこれらのことばは、「帝国の国家的性格と」結びつき、近代国家への首尾一貫し途切れない発展とともに、当初から帝国が有していた「国家的性格」についての彼の見方を反映しています。その未成熟な原初形態は、中世においてのみ求められなければなりません。堅固な官庁的図式と厳格な行政組織の仮定が、この時代すべての尚書局研究を特徴付けているというのも理解にかたくありません。テオドル・ジッケルもまた、カロリング朝の国王証書の研究で彼が得た近代の文書形式学的方法論的基礎付けによって、尚書局を「官庁」と理解するよ

うに導いたのです。私の考えでは、尚書局と行政に関する研究の奇妙な交差もそこから説明されます。それらは研究対象とする時代と史料のタイプという点では確かに異なっています。このように、行政研究は豊富な史料に恵まれている初期近世に集中している一方で、文書形式的な尚書局研究の大部分は、時代としてはとりわけ初期中世と盛期中世に、史料群としては証書に取り組んでいるのです。しかし、それぞれ根底にある制度モデルは両方の場合ともあきらか同じであり、一九二八年に印刷された、時代を超越した次のような命題に忠実であることがここでは重要であるように私には思えます。すなわち「(最も広い意味での)行政をも(含み)個々の行政はその業務に関して特定の記録文書を必要とする。これらは、まず第一に取り扱いの平等性を保証し、定式文句集、規定や条令集のように仕事の無駄を省くことに役立つ補助手段であり、第二に業務の進行を調整する勤務規則であり、第三に、支出と収入を記録した、ある役所の文書や記録の開始と失効を記した記録簿であり、その中に特定の諸権利に対する請求を記入しているのである等々。」

二十世紀初頭に進められていた古文書館の整理と、二

十世紀前半の政治的大変革により、アーカイブ理論の更なる発展は止まってしまいました。同じことが文書形式学の方法についてもいえます。すなわちそれは今日まで――これは批判なのですが――プレスラウ、エルベン、そしてレートリッヒのハンドブックをほとんど凌駕してはいないのです。このことは数十年來診断されてきた「危機」の理由の一つです。

後期中世の領邦統治に関する中世学的・文書形式的尚書局研究の大部分が、ごく最近までテオドル・ジツケルの主張に従った方法論を利用しているといいたくするのも当然のことでしょう。それらはすでに述べた認識範囲を目指しています。すなわち証書とそれと関連する書記の確定を研究関心の中心に押し出しているのです。目的とされたのは、その時々々の領邦君主の尚書局を突き止めることでした。その間、歴史学の教科書だけが尚書局をあまりに制度的に理解することに警告を発したのではありませんが、選択された手続きを通じ、伝統的な解釈規範を保持しながら、官庁的性格を持った制度を反映するものとして再び登場する書記に関する情報のみを純粹に方法的に突き止めているのです。このような方法は、一方ではすべての研究領域を曖昧にし、もう一方で

は官庁としての尚書局というモデルに適合しない諸現象に対してなすすべのない状態へと導きます。

文書形式学者の間でもすでに方法的批判が湧き上がり、尚書局についての「規範的先見主義」に対する非難が先鋭化しました。これに関し証書が伝来する領域においては、次のようなジレンマが起こります。すなわち、まず偽文書に対する認識は、初期中世、盛期中世の国王尚書局とは異なり、後期中世に作成された証書の大部分においては、史料価値の多様性のゆえにごく周延的な役割を演じるにとどまりました。それゆえ真正の基準となる尚書局らしさという問題は、ついでに登場するに過ぎませんでした。言い換えれば、証書批判の出発点として尚書局研究を進めるための衝撃は十分には生じなかったのです。これと関連して二番目の見方が存在します。高度な文書作成は尚書局内部での仕事の分類を生み出します。指導的立場にいるものたちは、清書や書記業務に携わる人間とはもはや同じではありません。ここでも文書形式学の古典的活動分野、つまり書記の特定が理解を促進するものとしてではなく、それどころか部分的にはその反対にそれを妨げるものであることがあきらかになっています。十二世紀は決定的な時代的な分岐点とすで

みなされたのです。

第三の理由を述べましょう。ハンス・パツエが一八〇年に「証書はこの百年間史料としての価値を失った」と端的に述べたように、十四世紀に到達すると校訂の仕事はごくわずかの例外にいたるまで行き詰りました。「ドイツ帝国内の領邦国家において生じた文書化の広がり」は、書簡や官庁の台帳そしてあらゆる法律関係の文書が歴史的情報の担い手となり、同時代の証書よりもより重要な意味を持った出来事を伝達するという結果をもたらした。」一九八四年に「後期中世の領邦君主の尚書局」というテーマで開かれた第六回国際文書形式学大会の論文集に発表された、文書形式学者チームに向けられたペーター・モラーフの次のことは、挑発的であると同時に基本方針を示しているようにも聞こえます。すなわち「もし（方法論上不可欠のだが）広範囲におよぶ書体分析によって、取るに足らない書記たちが——同時代人たちはきつとびっくりするだろうが——、確かに重要であると思われ、書体に関するデータ不足のために、はるかに重要な尚書局の責任者たちに、ごくわずかなあるいはまったく注意が払われなかったら、現実を見誤る危険が生じる。」彼は付け加えてこうも言います。「重要

なのは過去の重点分配であり、それに向かつて「素朴に」ではなく、方法を多様化し類型において思考することを通し手探りで進むのである。」これにより文書形式学の古典的手法、そしてそれとともに古い様式を用いる尚書局研究を後期中世という時代に適用することが「文書形式学者たちの関心に対抗して」はつきりと拒絶されました。他方領邦君主の尚書局とその担い手たちの意義とその革新性を生み出す能力に関する研究が課題として述べられているのです。同じ関連で、他の研究領域への方法的接近の仕方について、変化が要求されました。

ここで先に進む前に、後期中世の領邦君主の尚書局が、第一印象では実に唐突に一九八〇年初めから学問認識の場に登場することになった背景に触れるべきでしょう。

よくみてみると、制度史、地域史の分野での研究の発展との密接な関係が明らかです。それに先立つ数十年これら二つの個別分野の交差のお蔭で、後期中世領邦の生成と制度に関する像が根本から変化し、地域史の問題領域に関する数多くの個別研究が「中世帝国制度史の構築を支える礎」であることを示されたのです。最初の大きな総括は、一九七〇年に出版された「十四世紀のドイツ領邦国家」という二巻本の論文集です。その卓越した学問

的意義はわけても、十六年後すなわち一九八六年に本文を変えることなくそのまま重版ができたことが示しています。

一九六七年のコンスタンツ中世史研究会の二つの研究集会が、その成果は出版物として記録されているのですが、十四世紀だけを扱っていることも偶然ではありません。何本かの論文にのみ十五世紀への展望がなされているにすぎません。「十五世紀のドイツ領邦国家」に関する研究集会は今日まで開かれておりません。これにはもつともな理由があります。その理由としてとりわけ、多くの史料がこれまで行われた説明とは無関係であるために、十五世紀の調査研究がいまだになおぐわずかしか進んでいないことがあります。多くの証書集や要覧集は十四世紀に入るところまでを扱っています。このように史料の説明が遅れているために、十五世紀に関して大学で授業をしようとすれば古文書館の仕事なしでは（！）自分の経験から言ってもほとんど実行不可能なのです。

とはいうものの、後期中世に関する私たちの知識レベルを悲観的に考えるのは間違っているでしょう。しかしながら十五世紀を扱う際にはとくに学問伝統の諸問題と並んで、豊かな史料に対してわずかしき説明が進んでい

ないことが障害となつてゐることがわかります。これに加えて妨げとなつてゐるのは、現状から見ると中世末期の領邦統治の概念規定においていくつかの否定的な意見を得得ていることであり、それらはとくに領邦君主の尚書局に関するより古い研究の評価を生み出したのでした。近代的な機関国家と後期中世の領邦は共通するところはあります。ここでは萌芽的な原初形態もほとんど問題になりませんし、初期近世初頭の国家とすら本当にはごくわずかしら結びついていないのです。現代の研究議論は、ここでいまだ最終的な結論は出されていません、しかしながら現在急速に理解が進んでいることを示しています。

今日まで続く概念規定に関する論争にもかかわらず、後期中世の領邦統治の性格の基本線を描くことで、これまで私たちは折り合いをつけてきました。その際目を引くのは、ここで引用された対立するテーゼにもかかわらず、学問的諸立場は決して互いにとくにはつきりと違つてはいないということです。後期中世の領邦統治は、しっかりと境界を定められた空間での統治をまだ意味せず――中世の良き伝統にあり、近世国家とは対照的に――非常に多様な人的関係という形をとつた、人間に対する統治

である点が合意されています。そもそもその際注意を払ふ必要があるのは、十二世紀末以降これら諸権利が数名の、徐々に数が減り、と同時にだんだん強大化する君主たちの手に結び付けられはじめ、新たな質を獲得したということなのです。これらに関連して、領邦化のプロセスにおける行政とその担い手の役割という問題が興味を中心に登場します。それによつてドイツ語圏の学問にとつて研究領域全体が簡潔に表現されることになりました。統治手段としての行政が、一九七〇年代後半以降強化して取り組まれるテーマになったのです。接近を可能とする方向は当然のことながら数多くあり、それに続く時期にさまざまな分野を志向しました。最初に頂点に達したのは、パリのドイツ歴史研究所主催で「行政比較史」というテーマのもと一九七七年トゥールで開催された独仏の研究集会でしょう。特に普遍的諸問題と行政技術に関する問題が扱われました。その際、文書化と中央、地方行政の諸構造、その相互メカニズム、さらには財政と軍事行政に関心が寄せられました。研究会のテーマは四世紀から十八世紀という長い時間枠を有していましたが、高度に発達した後期中世西ヨーロッパの「行政」が問題設定の定式化に大いに影響を与えたことは見逃せません。

研究集会の報告論文集の諸成果は、西、中央ヨーロッパという、制度的発展において非常に異なっている地域内部の、まったく驚くほど多様な行政現象について明らかにしています。

ドイツの研究において後期中世史への志向が強められ、地域史と制度史が結びついたことにより、尚書局への取り組みが再びある地位を占めることになりました。一八九三年に出版されたドイツの制度史に関する第一巻に収められた、後期中世を扱っている諸論文を、一九七〇年代初頭以降定式化された新しい認識状況に基づく、最初の大きな総括と評価しなければなりません。時代錯誤を避けるために、法制史家デイトマー・ヴィロヴァイトは、後期中世の領邦統治に関する彼の論文の中で、マックス・ヴェーバーの社会学的行政概念に基づいて行政を「支配を実現するための手段であり道である」と定義しました。この概念規定において彼は、機関としての国家カテゴリーを遡及して取り上げようことを意識的に回避し、その代わりに「伝統的な理解に逆行して」初期近世の国家へといたる領邦統治の発展における歴史の変化を強調したのです。

領邦君主たちが後期中世の間に、王国に対し優位に発展した決定的な理由の一つは、領邦に存在するアムトにより脱中央集権的な統治体制の構築に成功した点にあるのは確かであるとされています。「発生的にはヘル「君主」の代理として理解され、いたるところで同時期に存在しえたわけではない」それらアムトにおいて、事実としてある支配が持続的に「存在」し、領邦君主がその場に存在していなくてもそれは保証されていたのです。このような「支配の集中化」、すなわちますます制度化され、地方化されていく代理人による支配との絶え間ない直接的対立を通じて、法的に徐々に均質化しつつあったある特定の空間に対する支配に関し、そもそも異質で付加的な支配権が前述したように融合するという「現象」が際めて実務的に完遂されたのです。近世の平面的な国家性への道がここから始まりました。

近代国家性への発展が「平面」への発展として、そこに極めてはっきりと完遂されているのですから、領邦化のプロセスという枠組みの中でのアムトの役割に大いに注意を払うことが確かに適当でしょう。しかしながら、デイトマー・ヴィロヴァイトの「ドイツ制度史」における「後期中世の領邦統治の発展と行政」に関する一節

では、領邦君主の Amt 制と Amt 規約が約二十三頁に渡って扱われ、これに対して「筆記者、ノタール、尚書局長と尚書局の成立」に関しては二頁半しか割かれていないことが目を引きまします。続く一と四分の一頁では、形式化された行政技術の初期形態の枠の中で、「書物や目録の設備」が論じられています。注目に値するのはまた、その著者の後期中世の領邦君主の尚書局に関する内容的論究が、すでに論じた十九世紀末から二十世紀初頭の尚書局研究の成果と特に違うところがない点です。「平凡なノタールあるいは書記が書記長 *Protionotar* になるという」昇進の可能性」によって、領邦君主の尚書局制度において非常に早く真の官庁的構造が発展した。それは官庁内部の専門知識教育と密接に結びついており、統治領域における複雑で主に慣習に依拠する法的諸関係を克服するために不可欠な知識だった。」あるいは別の頁では、「有能な職員、アーカイブ化された保存文書そして十五世紀の半ばに登場した手続規則により、尚書局は近世の行政の原初となるものだと見える。」ヴィロヴァイトは彼の論究の中でとりわけ「それ以前の研究と」同じものに依拠、あるいは新しい研究が不足しているため依拠しなければならなかったもので、より古い研究との密接

な関連は驚くには値しません。

概念史の観点からいえば、尚書局概念に関する批判的修正は、後期中世の時期についてはいまだないままです。関連する事典で引くと、すでにハンス・ヴァルター・クレーヴィッツが定式化した認識、もともと論究においても史料においても盛期中世を指している知識なのですが、それにいまだなお出会います。「こういつた証書の作成を担当し、特定の形態で組織化された官庁である尚書局の観念を、証書の成立と最初から結び付けようとするのに慣れていて、尚書局という概念が、西洋の歴史」を志向した」それ以前の時代において、単に学問的な補助的構造物に過ぎなかったという事実をいまだなお認識していないのである。」クレーヴィッツ自身が、「領邦における聖界および世俗の領邦統治」にとつて、十二世紀の末または十三世紀の初頭を、「ラートと共に登場する尚書局の中核を有した」この時代に登場する中央集権的な行政教育により、時代的な転換点とみなしたのです。しかしながら彼は同時に、「その研究にとつて *cancellaria* 概念の歴史はやはりまだ用いられなければならない」ことを容認しました。「後期中世の領邦君主の尚書局」という研究領域に対する新たな理解が、一九八三年ミュンヘ

ンで開かれた第六回国際文書形式学会で期待されていた。一九八四年に出版された二巻本の論文集の中に収められた論文は、研究対象ばかりでなく、出発点、問題設定、そして成果において本質的に非常に異なっています。論稿は文書形式的・補助学問的よき伝統の中で、比較のお互い拘束することなく、主催者の意を汲んでより新しい出発点と問題提起を模索しています。多くの考察と成果は、公理となつて通用している、後期中世の領邦君主の尚書局の官庁的性格を払拭するのに有益なのは疑う余地がありません。このことを具体的に示すために、一つ例を取り上げたいと思います。

トマス・フレンツはヴェルツブルク高参事会について、中世末期尚書局に関しては「ごくわずかのことしかいえない」とはつきりいつています。その際は、十六世紀のヴェルツブルクの古文書館員を引用していますが、彼は尚書局長と、一人の有能な事務官、そして一名か二名の秘書がいる後期中世の状況をまさに「偶像」のように考えているのです。ヴィルヘルム・ヤンセンはケルン選帝侯領について、「尚書局の役人の自立的で未調整の作業方法」を調査しています。彼は十四世紀の最後の四半世紀について全部で四名の大司教の書記たち *notarii* が

いたことを出発点としていますが、「実際それは職員の手すべてであつただろう。」一四四〇年にはまだ尚書局は大司教と同じように移動する存在でした。ヴォルフリユディガー・シュライトゲンはクレーフエ伯の尚書局を調べていますが、その中央行政が十四／十五世紀に「ニダーライン地方を越えて」際立つて進歩的な状況にあつたことを証明しています。その際は、伯が十三世紀半ばまで尚書局を持っていなかったこと、「それどころか個々の書記が継続して従事していたという痕跡もなかった」ことを証明しています。十四世紀前半においてもなお、「尚書局の主要業務は「…」おそらくまだ証書作成というよりむしろ権原の整理検討と処理（にあつて）、その際受領者作成が依然として行われていたように思われる。」同世紀の後半においてすら、「少なくとも同時期に活動していた三名の書記のうち、一人以上が作業するという「状況」には至りませんでした。尚書局は「十五世紀に入っても変わらないまま」、その人員は十五世紀末まで停滞していました。それは「固定化されない構造」を持ち、その業務遂行はしっかりとした権限の代わりに個人的指示に頼っており、決して官庁的性格を示していなかったのです。カールハイントツ・ブラシケは、

十四世紀半ばごろ進められた初期發展以降、相続問題を理由に、その世紀末のヴェッティナーの「没落」を認めています。一四二三年のザクセンの選帝權獲得は、決して「尚書局の新組織」を生み出しはしませんでした。彼はこう書いています。「本来の意味での官僚制はまだ育つてはいず、書記たちはたいていごくわずかの年月尚書局で活動し、その結果一人の書記が一枚の証書を作成するだけという事例がしばしば登場するのである。」彼は、「まだ決まった居城 *Residenz* がいないため、尚書局は辺境伯の移動にいたるところ付き従わなければなかつた」ので、「(移動先に) 尚書局が設けられ」、そこに定住する書記たちが利用された。それはしばしば旅の途上であり、文書作成に必要な道具と尚書局の設備は、すべて袋と荷物に詰め込まれ、荷馬車で運ばれたのである」と実情を説明しました。「このような移動のさなかの安定した要素」として彼が挙げたのは尚書局長自身だけでした。ハプスブルクの統治領域に関して、ヴィンフリート・シュテルツァーは、十四世紀への変わり目の時期、「少なくとも一人の書記が定期的に尚書業務に従事していた」と書き留めております。それに付け加えて彼は「ノタールまたは書記という名称は非常にまれにしか確認できな

い」とも書いています。彼はまた、個々の証書の大きさや装丁における確固たる規範を確認することはできませんでした。十五世紀まで「人員や作業分担、権限などについてはほとんどいことができない。」

ベーメンの次子相続であるメーレン辺境伯の尚書局については、イヴァン・フラヴァアチェクが、十四世紀から十五世紀にかけて記録作成が欠けていること、そして「しばしば数週間、それどころか時々は何ヶ月も、まるで文書一枚作成せずに過ぎたようにみえ」、その結果尚書局の活動は常時継続していたとは認められない」ことを確認しています。揺れ動く証書定式句を彼は「尚書局のメンバーにとつて決している証言にはならない」と評価しました。

大会の収獲からのこのようなアンソロジーがすでに、後期中世の尚書局に近代の制度概念を当てはめないという重要な成果を生み出しています。(後期) 中世の統治は人間に対する統治であるというテーゼがまた、行政の領域ではこのようなやり方はほとんど適用できないと思わせるのも論理的な帰結でしょう。尚書局を、メンバーの明確な権限、規律のある業務遂行そして明確に定義された任務範囲を持った、きちんとした官庁という前提で

考えるのは、十五世紀後半までは明らかに仮説でしかありません。分権的な領域に関しては次のような考えがよく知られています。すなわち、アムト役職についているもの、またはアムトマンが、その発展において、領邦の下位の単位という意味での「アムト」に先行すると。長い間研究の関心がとりわけ領邦統治の揺り籠としての領邦の役職に向けられたあとで、新しい特定の問題提起のもと、いわゆるレジデント、宮廷研究といわれるものにより、領邦君主の中枢が注目されるようになりました。

それはすでに述べたゲッティンゲンの地方史家ハンス・パッツェにより、一九七〇年代の初頭から始められました。後期中世領邦君主のレジデント研究によって、後期中世の統治の研究と分析への確かな入り口が見つかったように思われました。彼自身のことばによれば、パッツェにとり、「領邦諸侯の移動統治が、将来地方でほとんど移動不可能になる役所と宮廷が居を定めた固定した場所、どのように落ち着くにいたったのか。こういった特定の問題設定から、後期中世帝国の制度、経済、そして文化像が描かれなければならない」ことを示すことが重要だったのです。ハンス・パッツェとゲルハルト・シユトライヒにより定式化され、一九八二年に出版された

判断基準の目録 Kriterienkatalog は、一九八〇年代に設立されたゲッティンゲンのレジデント委員会と関連し、中世の統治の「場」研究の発展へと導くことになりました。

これとの関連で、今日まで個々の領邦君主のレジデントに関するたくさんの事例研究が登場しました。方法論的には、レジデントといわれる特定の場合あるいはある領邦についての、基本方針に即して定義された判断基準目録を使いすぎることがたいいまず問題となりました。尚書局についての節は、目録の中で、制度史の発展に関する第二章中の概説的部分内の、「統治、行政、官庁組織」という下部項目で扱われました。目を引くのは、「領邦君主（諸侯）、宮廷社会、レジデントシユタット」に関する節が、「個々のレジデントの記述」といういわば特別な部分でようやく出てくるという点です。活気ある反響にもかかわらず、あるいは反響のゆえに、パッツェ論文に関する学問的論争が進められました。より広範囲に及ぶ諸問題の出発点と結節点としてレジデント問題を取り上げた領邦制度史へと、その企てが発展している点についてとくに異議が唱えられました。批判されたのは、詳細に渡る基準目録の個々の要素が、統治機構の体

制的差異と硬化を暗に前提としているというものでした。とくにペーター・モーラフは、個々の個別分野の性急な確定または固定化、目録の中に書かれた基準項目に基づく人工的とも思える差異の「産出」に対し警告を發しました。後期中世の統治の中枢を定式化する際には、地方のレジデンツではなく、宮廷が本来の範疇として基礎となるべきでした。つまり官庁と宮廷の並列化及び等級的同列化が拒否されたのです。その際重要なのは、宮廷が社会的には優位に立ち、空間的産物としてのみ二番目の地位に甘んじるべきと理解された点です。その際後期中世は極めて伝統的であるとされました。ただし、領邦化とともに、または領邦化によって宮廷の数が非常に増え、国王の宮廷がその多様で重要な構造的課題のために非常に限定的にしか、——もちろん構造的には同じ条件の下ではありましたが——、先導的役割を演じられなかったという面がありました。

領邦君主の尚書局の研究にとって、パッツェ的な出発点は、古い見方がそのまま引き続いて描かれ、批判的見方が行われず、あるいは方法論的な新しい把握がなされなかったので、進歩を意味はしませんでした。おそらくこれは、大学に職を得る前、すでに古文書館員として

働いていたというパッツェの学者としてのキャリアに理由があるのかもしれませんが。レジデンツ研究の事例において、伝統的なパラダイムをしっかりと描くことが効果的であることが分かりました。ますます人間に着目していく宮廷研究とその方法論的手段という点に関し出発点を修正することによってようやく、尚書局についてもパラダイム転換が可能と思われるのです。

第十六回国際歴史学会の枠内で、一九八五年にシユトゥットガルトで開催された国際文書形式学会の特別大会は、ドイツ語圏ではほとんど受け入れられませんでした。そのテーマは、「中世における尚書局と文化」です。ジェルマノ・ジュアルドによって編纂された論文集は、一九九〇年ヴァチカン機密古文書館のシリーズとしてイタリア語で出版されています。序言では、ヨーロッパ精神史にとってのそのテーマの重要性が認められています。テーマとしては、とりわけ三分野、すなわち尚書局の人員の知的編成、人文主義以前と人文主義期における文化文学そして歴史における彼らの役割、そして尚書局へのレトリックの参入が問題となりました。すでに序言で、寄せられた論文の大部分がフランス・イベリア・イタリア圏を扱っていると述べられています。ドイツ後期中世

はこれに対して棚上げにされたままでした。

ここに「たとえばフランスとは対照的に」ドイツ語圏の研究でわずかな反響しかなかった理由があるかどうかはわかりません。ロベール・アンリ・ポージェエの、研究大会のテーマに関する包括的な概観の中でも、イングランドもドイツも言及すべき役割は演じていません。その総括の中でかれは、イタリヤとフランスが中世末期の文化的発展において先導的役割を演じていたことを強調しました。それとは対照的にポージェエは、後期中世における北と南ヨーロッパ間に、百年以上の発展の差がある（段階の）変位を診断していました。ですが、彼が挙げた理由は、（世紀の変わり目の印刷術の発見とともに）、十五世紀前半の大公会議が、尚書局内でコスモポリタンな環境を形成するのを促進したというときにはとくにありません。ここで彼は公会議の場所としてピサ、フェラーラそしてフィレンツェと並んで、コンスタンツとバーゼルを考えているのです。印刷術の揺り籠としてメインツを上げる必要はもはやないでしょう。

―行政トップの人員に反映されている―「国家」の文化的発展段階のために、「リスト上の順番」をつけるというその要求は理解できますが、仮に研究領域を見落と

したと仮定しても、中央ヨーロッパの大部分に関する研究の欠落が言及されていないのではという疑いが湧き起こってきます。彼によって言及されたドイツのごくわずかの事例の一つに関して、ポージェエは、皇帝フリードリヒ三世（一四四〇―一四九三年統治）の宮廷尚書局は、そのメンバーに決して知的自由を許さなかったといっているにすぎません。その概観の中で彼は王の宮廷尚書局に限定しており、数多くの宮廷に起こった、潜在的文化的昇華点の相乗的增加を伴う、後期中世帝国の進歩的な領邦化という特有な問題をもち出してはいないのです。

「尚書局と文化」という複合テーマに関して、同時代のドイツ語圏の研究がごくわずかしかないのにはさまざまな理由が考えられます。一つには、すでにお話した研究の流れから、制度史に大きな重点が置かれていることがあり、それはドイツの尚書局研究を今日に至るまで特徴付けています。一九三三年ドイツから亡命し、文化史を志向しながら、首尾一貫して学際的に仕事を進めていたルネサンス研究の代表的人物たちが中世学において引き起こした衝撃は、第二次世界大戦後続きませんでした。彼等の中ではとくに、一九八八年の彼の死までシカゴのニューベリー図書館の特別研究フェロウとして影響を与

えていたトレルチ門下のハンス・バロンが、そのライフワークでルネサンスの成立に関する政治的見解を述べています。彼はその中で、コルツチオ・サルターティヤレオナルド・ブルーニのようなフィレンツェ共和国の尚書局長が、政治的状况から一四〇〇年頃初期ルネサンスの成立に果たした重要性を強調しました。彼は、かれらと彼等の歴史叙述的著作に、中世の普遍主義から共和國的な特徴を持った国家観への交代プロセスにおける決定的な役割を認めています。ルネサンス研究では、尚書局とその人員は政治的文化的中心として常に重要な役割を演じていました。アメリカ合衆国でルネサンス・人文主義研究が見出した大きな反響は、―その間人々が知ることとなったように―、とりわけその政治的機能から生じました。それは、アイデンティティの源をもたらし、時間的にはずっと遠いローマ共和制への「共和國的橋板」を準備したのです。そうして一九五五年に初版が出たパロンの「初期イタリアルネサンスの危機」に関する書物が、アメリカの歴史学者たちの間で、「自分たちが持つ共和国の観念の根源に関する熱心な論争」の出発点となったのです。

これとは対照的に、ドイツ語圏におけるルネサンス研

究は、文化史と並んで歴史的問題提起を大幅に取り扱いながら、哲学諸学科の中世学的、ポスト中世学的区分へと位置を移動しました。そのようにして、たとえば、フリードリヒ三世の尚書局書記官であり、のちに教皇ピウス三世となった、エネア・シルヴィオ・ピッコロミニによって一四四四年纏められた恋愛小説「エウリオルスとルクレティア」が引き合いに出されています。それは国王の宮廷尚書局長官Holkanzlerであるカスパール・シユリックに献呈され、彼の一四三二年のシエナの女性との恋愛をテーマにしましたが、国王の尚書局についての歴史小説では決してなく、十五世紀の文学史への展望において登場するのです。

この文学作品の文化史的・精神的証言力は、尚書局（と文化）に関してはこれまで受け入れられてもいませんし、調べられてもいません。同時代におけるその意味は、決して過小評価されるべきではありませんが、「十五世紀の後半手写本と印刷本では最も読まれた物語でした。」これとの関連で、尚書局に関わる「文化環境」については、エスリンゲン市の書記であり、のちにヴェルテンベルクの尚書局長となったニクラス・フォン・ヴァイルが、二十年経つか経たないかの時期に重要な俗語版

を調達したという事実がプラスの材料を提供してくれています。

とりわけ言語学的に整理され、受け入れられている「著者事典 *Verfasserkikon*」のおおまかな見通しが、「尚書局と文化」というテーマがドイツ（後期）中世に關してどの次元を想定しているのか、すでに教えてくれています。文学的に影響力を与えた尚書局のメンバーの数だけでもかなりのものになります。芸術史の例は、尚書局に属するものたちが文学者ばかりでなく、芸術の分野において発注者としても活動していたことを示しています。ポージェイエがその小説家的著作で扱った皇帝カール四世の尚書局長、ヨハン・フォン・ノイマルクトは、極めて高い質を保ちながら作業するおかかえの書物挿絵家たちに仕事を与えているのです。いわゆる「家庭常備本職人」に関する最近行われている議論を同じく引き合いに出すことが可能でしょう。

まとめましょう。中世の尚書局研究のジレンマは、つぎのようになっています。すなわち古典的な文書形式学的手法は後期中世においてはもはや説得力を持たず、十四、十五世紀の尚書局の機能については、信じるにたる、意味ある成果を生み出しません。同時に、初期

近世における古いスタイルの官庁、行政史の尺度は、その現象には適合しないように思われます。このことは、不十分な「官僚化」の領域にも、とりわけ形成されつつある国家性内でのその意味にも該当するのです。ここにおいて再び二つのレベルが区別されなければなりません。ひとつは、すでに申し上げた同時代人たちの知覚と認識の不足と―他方―文書化、アーカイブ化が進む管理行政の本当の意味への認識の欠如が含まれています。後期中世の尚書局へあらたな眼を向けることは、次の分野に眼を向けることを意味しています。すなわち、一つは証書そのものを越えた尚書局内部の文書作成であり、もう一つは尚書局という文脈に存在する人的集団と彼等の能力に關する問題なのです。

有難うございました。